

原子力損害賠償支援機構

第14回運営委員会

平成24年3月29日

原子力損害賠償支援機構

午後4時30分 開会

○下河辺委員長 それでは、定刻になりましたので、本日の会議をこれから始めたいと思います。

本日は、年度末を迎えまして皆さん大変お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより、第14回になりますか、機構の運営委員会をこれから開催いたします。

本日は、[REDACTED]、そして[REDACTED]がご所用のため欠席をされます。[REDACTED]は少し遅れられておられるようですが、後ほど、間もなくご出席の予定でございます。

前回は、23日の日に、これから報告をいただきます24年度の機構の予算資金計画並びに一般負担金、特別負担金につきまして、持ち回りでもって書面決議で、運営員会で議決をさせていただいておりますが、本件につきまして、担当のほうから、これから報告をさせていただきます。

それでは、担当の[REDACTED]より、資料に基づいて、改めてご説明をお願いいたします。
○[REDACTED] ご報告を申し上げます。

まず第1点は、平成24年度原子力損害賠償支援機構の予算及び資金計画についてでございます。資料3-1をごらんください。

来年度、平成24年度の予算でございますけれども、収入予算として7兆5,215億、大きな額を計上させていただいております。

その内訳でございますけれども、収入としての資金援助収入として約3兆5,000億円、それから、借入金として4兆円ということを計上しております。資金援助収入のほうは、交付国債を償還して現金化するという収入でございます。交付国債のまだもらっていない額、それを前額、来年度中に償還したと、こういうようなたてつけで計上しております。借入金のほうも同じでございます。政府保証額4兆円、現在予算要求しておりますけれども、これを全額行ったという前提でやっております。いずれも、政府のほうからそのような計上をせよということでございましたので、そうさせていただきます。

そのほか、事業外収益として、借入金を運用すると利息が入ってきますので、その利息分などを計上しております。

それから、前年度繰越金が、今年度、平成23年度からキャリーオーバーした欠損金でございます。

それから、支出予算として、それとほぼ同額の7兆5,117億、計上させていただいております。

資金援助のほうは、先ほどの交付国債を償還したものを、来年度中に残り全部を資金援助に使うということと、それと、借りたお金を全部資金援助に使うという構成になっております。ただ、内容として、特別資金援助については決まっておりますけれども、出資、貸し付けなどについては、中身は決まっておりませんので、とりあえず銀行などに貸し付けを行ったというような形で、4兆円の貸し付けを行ったという形にしております。この後、特別事業計画が認定されれば、それに従った形で出資金などが計上されるということになります。

事業諸費としては、28億円計上させていただいております。これは、このパワーポイントの1ページ目の冒頭に書いてありますとおり、4月以降どのような事業をやるか、現時点で見通すことが難しいので、平成23年度の実績を、半年分計上しているんですけれども、1年分に平年度化した、おおむね倍にした額を計上しております。その上で、半年の実績見込みと照らし合わせて、必要な項目を計上しているということでございます。内訳としては、給与、謝金、事務費などが入っております。運営委員会の委員謝金も、委員長のご指摘もございましたので、しっかり計上させていただいております。

それから、国庫納付金としては、今年度の、後でご説明いたしますが、815億円の一般負担金が入るのですが、それを、平成23年度で使った部分の残りをお支払いするということになっております。

事業外費用としては利息、予備費として5%を計上させていただいております。

以上の内容に基づきまして、ちょっと事後報告で大変申しわけないんですが、資料3-2にありますとおり、主務大臣に対して予算及び資金計画の認可の申請をさせていただいております。

以上が第1点目、平成24年度の機構予算及び資金計画でございます。

続いて、一般負担金及び特別負担金のご説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

資料4-1をごらんください。4-1にございますとおり、これも事後報告で恐縮でございますけれども、3月23日付で一般負担金の認可申請、それから、資料4-2にありますとおり、特別負担金の認可申請をさせていただいております。一般負担金の年度総額でございますけれども、資料4-1にありますとおり、815億円を定めております。その内訳は、2ページ目にあるとおりの金額でございます。

この決定に当たりまして、業務方法書上、原子力事業者とそれから電気事業の利用者の意見を聴取するという事になっておりまして、聴取いたしました。資料4-3でございます。

資料4-3以下には、原子力事業者の各社から一般負担金の総額、負担金率、負担金額についての意見を求めて、文書で基本的に回答をいただいております。これ、一つ一つ紹介する時間はございませんので、要約して述べると、平成23年度の一般負担金については815億とすることについて、やむを得ないということを意見としていただいております。ただし、平成24年度以降の電気事業、原子力事業を取り巻く環境を考えると、原子力発電所が動かないということなど予測困難な事情もあるので、来年度というか24年度以降の一般負担金については改めて検討していただきたいというような要望などをいただいております。幾つかの電力会社では、減免をしてほしいというような声もいただいているということでございますけれども、平成23年度分については、これでやむを得ないというような意見をいただいております。

それから、その下に資料4-4でございます。利用者等からも意見聴取をするということが求められておりまして、私どものほうで産業界の意見などを聞いております。1つ目は、[REDACTED]から産業界の意見を聴取しております。それから、2つ目は資本市場関係者として、[REDACTED]の意見。それから3人目としては、消費者の意見として、[REDACTED]のご意見。それから4つ目として、中小企業の意見として、[REDACTED]の意見をいただいております。いずれも、一般負担金を、考え方についてご説明申し上げて、考え方は理解できるというご回答をいただいております。ただ、これの原子力事業者の意見と似たところがあるのですけれども、今後の経済情勢を考えると、このままで同じようなやり方でやっていいかどうかはちょっとわからないところがあると。一般負担金の負担が理由になって電気料金が上がるということになると、中小企業であるとか、あるいは産業界にとっては、困ったことになるというような懸念の声が寄せられているということでございます。

以上の原子力事業者からの意見、それから利用者等からの意見を踏まえますと、今回の815億という一般負担金については妥当であるというふうに考えまして、資料4-1のとおり、認可申請をさせていただいたという次第でございます。

それから、資料の4-2は特別負担金でございますけれども、ご案内のと通りの東京電力の経営状況でございますので、今年度についてはゼロ円ということで認可を申請させていただいております。

それから、ちょっと付言させていただくんですが、資金援助の関係でございますけれども、今週一つ進展がございまして、交付国債を原資とする資金援助でございますけれども、最初の11月に5,587億を東京電力に対して交付した後、賠償の支払いが余り十分ではないということで、新たな資金援助はしていなかったわけでございますけれども、今週の火曜日に2度目の資金援助として1,049億を償還いたしまして、東京電力に対して交付いたしております。これは、年末以降、東京電力の損害賠償の支払いのスピードが上がってきて、キャッシュアウトが速くなっているということと、それから、先週末からではございますけれども、自主的避難の賠償も始まりまして、かなりお金の出方が速くなっているということで、3月分については特別資金援助を再開させていただいたということでございまして、こちらも併せてご報告させていただきたいと思います。

私からは以上でございます。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

ただいま報告を受けました平成24年度の当機構の予算及び資金計画について、それから、平成23年度の一般負担金並びに特別負担金につきまして、ご質問、ご意見、何かございますでしょうか。

特にございませんか。よろしゅうございますか。

それでは続きまして、東京電力から機構への資金援助申請の件についてということで、これも報告を受けます。

本日、先ほど出たわけですね、正式に。先ほど、午後2時に東京電力より当機構に対しまして、機構法に基づく資金援助の申請が行われました。通算で3回目ということになりますが、その内容、金額等について、引き続き[]より説明をお願いいたします。

○[] 先ほど、東京電力株式会社から、資金援助の内容等の変更の申請をいただいております。資料の5でございます。内容は、おおむねこれまで議論させていただいている特別事業計画のうち、東京電力側の取り組みに係る部分について、あらかじめ事務方と調整の上、記載したものを規定しているというものでございますので、それらと違う新しい点だけご説明申し上げます。

2ページ目をごらんください。2ページ目の真ん中のパラグラフにございますとおり、要賠償額の見積もりが約8,500億増加いたしまして、2兆4,262億7,100万円に変更したいということでございます。それからもう一つ、廃止措置に向けてしっかり対応していくというために、

それともう一つ、安定供給を図るために資金を確保していくと、やがて社債市場に復帰していくということを目指すためには自己資本を増強していくということが重要で、払込総額1兆円の株式の引き受けを申請いただいております。

そのうち、前者の賠償総額の変更についてご説明を申し上げます。一番最後に、ちょっと手書きで資料5-2と書いておりますけれども、内訳を記載した表がございますので、こちらでご説明いたします。

先般、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会におきまして、第二次の指針の追補が出ていくということはお話ししたかと思えます。その内容の大きな点は2点ございます。

1点目は、第三期というか、4月以降の賠償金のあり方について考え方が示されております。これは、30キロメートル圏内の個人の精神的損害（避難生活）の項をごらんいただきたいのでございますけれども、第二次緊急特別事業計画で1,566億円見積もっていたところを、今回は4,894億円に増加しております。この内訳でございますけれども、帰還困難につきましては、1人当たり600万円という指針が出ております。それから、居住制限地域については、1人当たり2年分240万円をもらうことができるということになっております。その他、当面必要となる避難費用を計上したところ、3,201億円の追加が必要であるということで、この部分を追加計上しております。

もう一つは財物の賠償でございます。こちらは、30キロメートル圏内共通財物価値の喪失または減少等の、黄色になっているところでございます。先ほどの指針追補におきましては、帰還困難区域は全損ということで賠償するという考え方が示されておりますので、個人分の財産として2,778億円、それから法人分として707億円を計上いたしております。それから、居住制限区域については、何割という考え方は示されなかったんですけれども、帰れない期間に応じた減価率を推定するという考え方が示されておりますので、5分の2ということで財産価値が減価したという考え方を示しております。2というのは、先ほど慰謝料のところでも2年分を一括してもらうことができるということから、2という数字を出しております。それから、解除準備区域については1年分と、1年分減価した、5分の1減価したということで財産価値を推計いたしまして、合わせて4,432億円というふうになっております。

その他、第二次緊急計画から現在までの間で、実際のキャッシュアウトがあった項目を追加いたしております。

一方で、減少した項目もございます。減少した項目は、30キロメートル圏内個人就労不能損

害の部分でございまして、こちらについては3,796億円から2,822億円に減額しております。この理由でございすけれども、この吹き出しは東京電力の説明なんですが、足元の5月末まで見ると、将来のことがわからないからということでございすけれども、ちょっと実際のことを申し上げますと、見積もりに比べて実際のキャッシュアウトが1割いかないぐらいのペースでしか進んでいなくて、これは見積もりの考え方を抜本的に見直す必要があると考えておりまして、ついては、ちょっと当面、見積もることが不可欠であるというふうに、必要と判断された部分だけ計上したということでございす。これに基づきまして、就労不能損害については見積額を減少させております。

以上から、差し引き、一番下から2番目の行でございすけれども、第二次緊急計画との差額として、8,459億円の追加の資金援助が必要であるということでございす。

以上の内容の資金援助の内容の変更申請でございすけれども、東京電力から取締役決議をいただいて、機構に申請をいただいております。東京電力の場合におきましては、この運営委員会があった後だと思うんですけれども、午後4時ですか、記者会見、プレス発表をするということございまして、それは資料5-1の紙でなされるというふうに聞いております。

以上でございす。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

何か、ただいまの報告に対しまして、ご質問ございすでしょうか。

よろしゅうございすか。それでは、報告、了ということで、ありがとうございます。

それでは、次の議題でございすが、総合特別事業計画についての意見交換、審議ということございす。

前回の運営委員会におきまして、ご出席の委員の方々からさまざまなご意見をいただきましたけれども、最終的には、それを踏まえての案文修文、修正については、委員長に一任をいただいております。本日は、委員長一任をいただいた点を踏まえて修正をしてございすので、前回からの主な変更点等を中心に、XXXXXXXXXXより説明をお願いしたいと思います。

お願いいたします。

○XXXXXXXXXX よろしく願いいたします。そうしましたら、お手元の資料6をごらんいただければと思います。総合特別事業計画でございす。今、委員長からお話がありましたように、主な修正点をかいつまんでご説明させていただこうと思います。

まず、4ページ目を開いていただければと思います。4ページ目の一番最初のパラグラフで

ございますけれども、先日、

それから、ずっとページしばらく飛んでいただきまして、9ページ目をごらんいただければと思います。9ページ目の上から2つ目のパラグラフでございます。東電が直面する構造的な課題という、その前段のところではありますけれども、経営合理化については、今回の計画で深掘りを行うとともに、新体制においても新たな視点を取り入れることによって国民負担の最小化に向けて不断に取り組んでいく必要があるということで、今回の計画策定後も引き続きこういう取り組みを進めていくといったようなことを加えております。

それから、26ページまでちょっと飛んでいただきまして、この間はほとんど字句の修正でございますので、26ページをごらんいただければと思います。この点について、下の部分で注をつけておりますけれども、いわゆる試算、賠償の総額の試算の関係でございます。

この点について、のほうから少し補足をさせていただこうと思っておりますので。

じゃ、、よろしくお願いします。

○ 前回の委員会では、この部分は仮の文章になっておりましたけれども、計算し直した数字に基づきまして、この26ページの下段の注の18、記載させております。

その説明でございますけれども、一番最後に1枚のパワーポイントの絵があるので、これで説明させていただきたいと思っております。資料6-1でございます。

昨年の東京電力タスクフォースの試算と今回の試算の違いを示したものが、この資料6-1でございます。その棒グラフの、白抜きの白い棒グラフが前回の委員会報告に基づく試算でございます。今回が青く塗っているところでございます。

一過性・資産性の損害というのは、財産が壊れたりするような場合の賠償なんですけれども、こちらにつきましては、当初の2.6兆円から2.4兆円に減少しております。その理由でございますけれども、もともと想定していた区域よりも実際の避難面積が小さくなっているということと、さらに、16万人のうち10万人が帰還するということになりますと、人が戻れば建物などの手入れを行うということで、財産の価値の減少は少なくなるだろうということで、一過性の損害の額が減少するという見通しを立てております。

それから、初年度の損害発生分については、既に発生しておりまして、これを見積もってお

ります。増加しているのは自主避難などの、ちょっと我々も想定していなかった賠償が行われているため、増加しているということでございます。

2年目以降につきましては、今回の見積もりの特徴は、前回の委員会報告では全地域がずっと避難を続けるという仮定を置きましたけれども、今回は政府方針に基づきまして、解除準備区域は解除されて帰還していくと、一方で居住制限と帰還困難は避難が続くと、こういうモデルに基づきまして再計算いたしております。大まかに言って、居住制限区域は約3万人弱、帰還困難も同じく3万人弱なんですけれども、それぞれ3万人と仮定いたしますと、避難費用とか営業損害などなどを含めると、それぞれ2,000億円ずつぐらいあるということでございまして、合わせますと単年度で約4,000億円ぐらいになるだろうということで、これは当初の見積もりであるところの0.9兆円よりかはかなり小さい額ということですので、それで計算いたしております。

これを合わせますと、初年度分、2年度分、一過性・資産性というのを合わせますと、当初の4.5兆円から今回の再計算では4.1兆円になると。さらに、2年目、3年目以降の額は0.9兆円から0.4兆円になっていくということでございます。もちろんこれも、除染費用が含まれていないという点で、見通しとしては完全なものではないわけでございますけれども、新たにされた政府方針に基づきまして、新しい避難区域再編に対応した形で計算をし直したところ、こうなったということでございます。

以上でございます。

○下河辺委員長　じゃ、[REDACTED]。

○[REDACTED]　それでは、計画のほうに戻っていただきまして、26ページが今の書きぶりになっております。

それから、その後しばらく賠償関係は字句の変更が中心になっておりますので、ご説明は割愛させていただきます。

それから、45ページ目以降が合理化の関係でございます。

48ページ目をごらんいただければと思います。48ページ目の下の注のところでございますけれども、子会社・関連会社との随意契約による取引についての話でございますが、これは、2週間か3週間ほど前に、猪瀬副知事あたりとか、あるいは枝野大臣からもご指示をいただきました点でございますけれども、今、子会社・関連会社との随意契約の占める割合というのは非常に高い状況でございますけれども、これを可能な限り競争入札にしていこうということで、

今、この注のところに書いてございますように、注の3行目、現在この取引というのが1,720億円というふうになっておるわけですが、これを3割削減しようということを方針として言っております。これは、ただ競争入札に切りかえていくということでございますので、単純に516億円が丸々コストカットになるというわけではないということで、ちょっとここ、趣旨を明確にするために、ここは注を書き加えさせていただいております。というのが今の48ページでございます。

49ページ目以降は、また字句の修正が中心でございます。

それから、59ページ目以降が設備投資の関係でございますけれども、60ページ、61ページ、62ページと、ちょっと今まで載せていなかったんですが、グラフとか表を入れて、少し見やすくさせていただいております。63ページ、64ページにも、電源開発計画の一度この場でもご議論いただきました表を、グラフを載せさせていただいております。

それからしばらく大きな修正はございません。

それから、75ページまで飛んでいただきまして、75ページも、ここも注でございますけれども、いわゆるLNG火力などのリプレースについて、SPCなんかを使ってというところが本文で書いてあったところでございますけれども、ここは少し丁寧に解説を加えたほうがいいだろうということで、注を加えさせていただいております。SPCを設立することなどによって、外部のパートナーが資本参加や、ファイナンスリース等の形でプロジェクトに参加することを可能とするという趣旨だということを書いております。

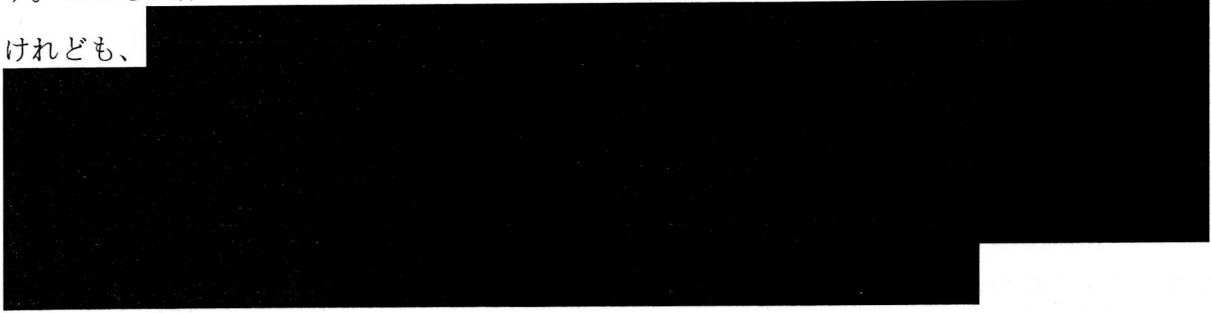
それからしばらく字句の修正でございます。

ちょっと大分飛びますけれども、88ページでございます。88ページが、②、③と出資の関係と株主への協力要請の関係で、ここはまだペンディング、内容自体まだペンディングでございますので、Pとついておりますけれども、②の出資のところの最初のパラグラフの一番下から3行目、4行目あたり、議決権のところについてでございますけれども、まだ黒丸でございますけれども、状況によっては、ここに2分の1とか3分の2とかいったような数が入るかと思っておりますけれども、追加的に、潜在的に持つというようなケースも想定して、一応こういうふうに仮置きをさせていただいております。またこれは決まり次第、どこかのタイミングでお諮りすることになろうかと思っております。

それから、ずっと飛んでいただきまして、95ページ、96ページのあたりをごらんいただければと思います。

95ページ、料金の中のウと書いてございますけれども、自由化料金の引き上げのお願いについてでございます。これは今、メディアなんかでも大分取り上げられてしまっておりますけれども、自由化料金の上げ方について、今回、契約期間満了までは現行の料金のままでいいということを、明示的に東京電力のほうも方針を決めておりますけれども、この点について、2つ目のパラグラフで、この自由化料金の引き上げについてはという部分でございますけれども、ご了承を確認できない限り、それぞれの契約期間満了まで引き上げ前の契約内容を継続させていただくこととするということを、計画上も明確にさせていただいております。

それから、その関連で96ページでございますけれども、今回、料金を引き上げ、お願いするに当たって、お客様への説明を徹底するという方針でいこうとしていたところに、こういう問題が起こったわけでございますが、そういうこともあって、96ページの上から2つ目のパラグラフのところで、「特に先日のように」とある部分でも改めて、自由化料金引き上げの際に説明が不十分・不親切であったといったことについての反省のこと、それから、機構としても、本件については商取引に対する信頼にかかわる深刻な問題として、東京電力に対して再発防止についての対応を明らかにするよう求めているといったようなことを、ここで書かせていただいております。

それから、またページを飛んでいただきまして、101ページをごらんいただければと思います。ここも全体がまだペンディングでございますけれども、今4つのポツがあるかと思っておりますけれども、

私のほうからは以上でございます。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

ただいまののほうからのご報告の内容につきまして、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。どんな点についてでも結構でございますが。

今日のこの場では特にございませんですか。あらかじめ事務局のほうからもいろいろとご意見を承っておるようではございますけれども。

それでは引き続き、前回確認させていただいた委員長に一任ということを踏まえて、また最

最終回、この総合特別事業計画の策定につきまして最終回ということになりますけれども、その最終回までにご意見寄せられた点については、委員長と事務局のほうで最終的な修文を行わせていただくということによろしくございますか。

ありがとうございます。

それでは、この段階で幾つか、[REDACTED]、抜けております懸案の問題がございますけれども、そこら辺の足元のあれについて、簡単にご報告をお願いできますか。

○ [REDACTED] 日程と、それから今後の道行きについて、現状をご報告させていただきます。

日程は、3月の末までに大臣認定をいただくという前提でずっと作業をしてまいりましたけれども、本日に至っておる状況でございます。

それで、これは一つには、今日申請が出てきたということもありますが、その背景は、ご説明するまでもなく、人事の件でございます。今日の段階で、まだ会長の新しい人事について発表できる段階には至っておりません。

[REDACTED] 人事なので、 [REDACTED] これは途中段階をご報告するという性格のものではないと思いますけれども、

[REDACTED] それで、日程的には、とにかく3月末を目標にしてやってきましたけれども、次はとにかく4月の中旬ぐらいまでには認定をとらないと、一つには金融機関との関係、これはつなぎ融資の関係が出てまいります。それからマーケットとの関係、これもありますので、間に合いませんというのは、それは総理以下、皆さんがご認識はされております。

他方、今日の状況でございますので、さらに万が一の場合、ずれたらどうなる、どういう日程があるのかということも皆さんの頭には入れてありまして、それは具体的に言うと、一つには、株主総会にかけるときの取締役会議案、これを確定するために逆算していくと、少なくとも4月末には人事案みたいなのができていないとまずいだろうと、そうすると必然的に、その前に会長については決めていただかないといけませんという話と、それから、5月の14日ぐらいだと思っておりますけれども、決算発表との関係が当然ございます。これらの日程は全部頭に入ってい

て、それで、とにかく融資の時期との関係、あるいは市場への影響などを考えて、4月のできる限り早い時期に議決を目指す。それプラス、6月末に予定されている定例株主総会の日程から逆算されるデッドライン、あるいは3月期決算発表の日程に関するデッドライン、これも頭には入っている。ただ、さっき申し上げたように、4月のできる限り早い時期に議決するというので今は進めております。

したがって、後ほど委員長からお話があるかもしれませんが、3月末と言ってきたのに、今日に至ってできていないということなので、大変恐縮なんですけれども、委員長に今日この後ぶら下がりをお願いしておりまして、そのときには、ちょっと私のほうから委員長にお願いしていますのは、こういう以下述べるようなプレスラインでいかがかと思います。

3月末には議決し、大臣認定を目指すという日程で進めてきたけれども、現時点でいろいろと調整の必要な点が残っていると、最終調整に取り組み速やかな議決を目指したいと。いろんな質問が出ると思います。人事が決まらないから遅れているのかとか、いろいろ聞かれると思いますけれども、それに対しては、人事が未定のまま運営委員会が総合計画を議決しても、主務大臣の認定はいただけないと理解しているということで、

それから、東電の資金援助申請の内容については、今日出るわけですが、今後、総合調整の最終調整をしていく中で、申請の取り扱いも決めていくということかと思っています。

それから、自由化料金の値上げ問題については、公益企業は国民からの信頼がすべての基盤なので、料金上げについて一貫性に欠けた対応で信頼が大きく揺らぐようなことになったのは大変残念なことだと、総合計画では信頼を回復するようなパッケージが求められていると改めた感じた次第だという。

以上申し上げたようなトーンで、委員長にぶら下がりをお願いしてはどうかと思っています。

全体の状況は、先ほど申し上げたような状況でございまして、一言で言えば、とにかく市場との関係、融資の時期との関係も考えて、4月なるべく、とにかくできる限り早い時期に議決することを目指して、政府を挙げてやっているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○下河辺委員長　ありがとうございました。

予定していた時間がまだ少しありますので、資本市場から見たときに、この問題というのは

どんな。ご感想をお願いいたします。

○ 〇 今日現在の株式市場をみますと、為替がやや円安になっていることもあり、結構しっかりしております。そうした面に救われているところはあると思いますが、今回の東電をめぐる経営問題、具体的には、料金値上げの問題や、新しい経営陣の顔ぶれが決まらないことなど、資本市場からは、迷走しているという印象をもたれているのではないかと思います。しかしながら、そうした現状を乗り越え、それぞれの問題が決着した段階から、スタートダッシュをして新生東電を作り上げていることが重要なのだと思います。外部から評価されるように、場合によっては、外部に向かってよりアピールしていくことも重要なのだと痛感しております。

○ 下河辺委員長 ありがとうございます。

せっかくの機会ですので、ご指名で恐縮ですけれども、〇、何かご感想を。

○ 〇 何もないですが。特にございません。とにかく事務局の皆さんを初め、本当にご苦労さまです。

〇のご意見に関連して、とにかくいろんな世の中から見ると、迷走しているというんですかね、これが言葉として正しいかどうかわかりませんが、そんな印象はやっぱりぬぐえないと思います。早くやっぱり、いろいろ諸事情はわかりますけれども、一日も早くこの計画は練っていただいて、スタートすることがもう先決だと、それがすべての解決の足がかりになるというふうに考えています。頑張ってください。

○ 下河辺委員長 ありがとうございます。

それでは、〇。

○ 〇 特にございませんが、新生東電に向けてやっぱり、どういう人になろうとも、しっかりやらなくちゃいけないということはあるし、ここにもしっかりと書いているわけですから、そうなるように願っています。

○ 下河辺委員長 ありがとうございます。

それでは、ちょうどいいいたしました意見踏まえまして、また大変な作業かと思いますが、〇にはよろしくをお願いいたしたいと思います。

それでは、本日予定しておりました議事は以上で終わったかと思いますが、特にほかに、事務局、ございませんね。

はい、〇。

○ 〇 手短に。ご心配いただいている自由化料金の件でございますけれども、すみ

ません、失礼ながら、メールでいろいろご連絡、ご報告させていただいております。

ちょっといろいろ報道されたような状況で、かなり信頼をまた失ってしまっているという状況ですので、今後もちっと幾つかイベントが想定されます。例えば4月1日以降、4月1日に契約更改を迎えるお客様には、新しく料金が引き上がった形で請求書をお送りせざるを得ないということになりますので、それじゃ、請求書が送られてきたというので、また一騒ぎあるかもしれませんし、その場合、合意が得られるかどうかというところで、現実には22万件のお客様がいらっしゃいますので、明示的に合意というのはなかなか難しい中で、料金が引き落とされた、されていないとかいったような問題が4月の後半にかけて、それから、一部報道されておりますように、それでお支払いいただけないような場合には、検針日から数えて52日目には約款上、電気をおとめするというようなことが一応決まってはいるわけですが、そういったことへの対応をどうするかということで、ちょっと引き続き、何かあればもうメールベースになってしまうかもしれませんが、適宜、皆様にもお知らせをしようと思いたすけれども、ぜひその点ご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○下河辺委員長　ありがとうございました。

じゃ、その点についてはよろしくお願いします。

それでは、本日の会議はこれで終わりにいたします。

机上配布でお配りいたしました資金援助申請書関係、それから総合特別事業計画（案）関係は、恐縮ですが、ただいま事務局のほうから回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日も、議事録を作成いたします。後日、委員の皆様にはご確認をしていただいた上で、確定をいたします。

それから、本日、資金援助申請を東電から受理いたしましたので、午後5時をめぐりに、委員長の私が、こちらの機構で簡単にぶら下りの取材に応じさせていただきます。

次回の運営委員会は、月がかわって新年度に入りますけれども、今の予定は、先ほど[]のほうからも話がございましたような情勢を踏まえて、4月6日の金曜日、もしくはさらに週を超えて4月9日の月曜日あたりを、予定というか想定という以上のレベルではないんですけれども、想定をしておりますので、一応手帳のほうにはメモっていただければありがたいと思いますけれども、よろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは、本日の運営委員会はこれで終わります。長時間ありがとうございました。

午後 3 時 2 分 閉会

